

確定申告は役場でも受け付けます

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

令和5年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は2月16日(金)～3月15日(金)

所得税の確定申告は、住民課税務グループでも受け付けます。なお、申告の内容次第で税務署にご案内する場合がありますので、ご了承ください。

※事業所得がある方は、収支内訳書または青色申告決算書をご自身で作成ください。

※医療費控除を申請される方で、保険者が発行する医療費の額などを通知する書類がない場合は、「医療を受けた方」「病院薬局等」ごとに支払った医療費の額を集計のうえお越しください。

受付期間

2月16日(金)～3月15日(金)
8時30分～17時30分
※土曜・日曜日・祝日を除く

受付会場

総合ケアセンターゆくり 2階特設会場 (ロビー)

所得税・町道民税の障害者控除

要介護等認定を受けている方も、申請により障害者控除対象として認定が受けられる場合があります。

障害者控除とは

所得税や町道民税の納税者本人や扶養親族等(年少扶養含む)が障がい者であるときは、申告により障害者控除等を受けることができます。

対象(令和5年12月31日時点の状況)

①特別障害者控除…身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

控除額	所 得 税	所得金額から40万円が控除
	町道民税	所得金額から30万円が控除

・「別に暮らしている子に扶養されている」などの場合には、申告により子が控除を受けることができます。

・障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によっては、申請することで障害者控除の対象として認定が受けられる場合があります。

詳しくは住民課税務グループ・福祉グループまでお問い合わせください。

②障害者控除…①以外の等級の障害者手帳をお持ちの方

控除額	所 得 税	所得金額から27万円が控除
	町道民税	所得金額から26万円が控除

確定申告会場の開設

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

次のとおり確定申告会場を開設します。

会場への入場には入場整理券が必要です。

- ・入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場当日配布します。
- ・入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。期限間際になると確定申告会場は大変混雑しますので、早めの来場をお願いします。

マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。

- ・マイナンバーカードを利用したスマホ申告を行うためには、マイナンバーカードのほか、利用者証明用電子証明書(数字4桁)と署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)が必要です。
- ・電子証明書は、転居・氏名の変更により失効します。失効・有効期限を過ぎている場合は、住民課町民生活グループにご相談ください。

開設期間

2月16日(金)～3月15日(金) 9時～16時

確定申告会場

苫小牧市労働福祉センター2階ホール
(苫小牧市末広町1丁目15-7)
※電話によるお問い合わせは受けていません。

その他

※自宅で作成済みの確定申告書は、確定申告会場では提出できません。税務署への郵送による提出にご協力ください。

※上記開設期間中は、税務署庁舎内に確定申告会場を設置していません。

※駐車場が狭く混雑しますので、公共交通機関を利用して来場してください。

高齢者等の冬の生活支援

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町では、高齢者等の冬期間家庭用暖房費の一部を支援しています。

交付対象世帯

①高齢者世帯
令和6年3月31日時点で65歳以上の高齢者のみで構成する高齢者世帯、または65歳以上の高齢者と満18歳未満の方のみで構成する世帯で、令和4年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が次に掲げる額以下の世帯
ア.単身世帯120万円以下
イ.2人以上の世帯160万円以下

②ひとり親世帯
義務教育終了前の児童・生徒がいる世帯で、令和4年分の合計所得金額が240万円以下の世帯

③障がい者がいる世帯
世帯に障害者年金を受給している方がいて、令和4年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が240万円以下の世帯

④その他、町長が特に必要と認めた世帯

※ただし、次の世帯は対象となりません。
生活保護世帯、施設入居世帯、税法上の扶養控除を受けている世帯、医療保険の被用者保険の被扶養者となっている世帯、同一家庭に居住し世帯分離をしている世帯

支援金の額および支給方法

1世帯当たり1万2千円を現金(口座振込)で支給

申請受付期間

3月25日(月)まで

申請方法・場所

全戸配布した申請書(チラシ)と印鑑を持参のうえ、下記の場所で申請してください。

※体が不自由で交通手段が確保できないなどの理由で申請が困難な場合は、お住まいの担当地区の民生委員に申請用紙を提出するか、住民課福祉グループ(〒059-1692 京町120番地)に郵送してください。

申請窓口

住民課福祉グループまたは上厚真支所

農業生産費高騰対策事業補助金

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

町では、営農掛かり増し経費に対する補助金を交付します。

内 容

世界情勢の不安定化および円高による輸入生産資材の値上がりに加え、社会全般も物価が高止まりしており、大きな影響を受けている農業者に補助金を交付します。

対象者

令和5年4月1日～11月30日に出荷実績のある農業経営体

対象経費

①肥料費 ②飼料費 ③農薬費
④諸材料費 ⑤動力光熱費

補助額等

対象経費に令和3年と比較した農業生産資材価格の増高割合を乗じた額の1/4以内

※詳しい算出方法は受付でご案内します。

※補助上限を設ける場合があります。

※予算の関係により減額となる場合があります。

受付期間と受付場所

2月19日(月)～3月8日(金) 9時～15時
総合福祉センター2階青年室3月11日(月)～15日(金)
産業経済課農業グループ、JAとまこまい広域厚真支所

※土曜・日曜日・祝日は除く

持ち物

- ・個人事業主…令和5年分所得税青色申告決算書や収支内訳書(個人に業主)、または令和5年の対象経費が分かる決算書類(法人)
※希望者は令和4年分の同書類でも受け付けます。
- ・印鑑(認印)
- ・補助金の受取口座が分かる通帳など

※税理士申告等で受付期間中の提出が難しい場合は、ご相談ください。

町からのお知らせ

※LINE申請可能

町公式LINEのトーク画面「各種申請」から申請してください。
(ポイントの交付まで2週間程度かかります)



友だち追加

高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に通学費などの一部を助成します。

対象

町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者
※町内在住の保護者に限る

助成内容

月額5,000円×5カ月分
(あつまるポイントで還元)

対象期間

令和5年10月～令和6年3月
(長期休暇1カ月分を除く5カ月分)

必要書類

- ・在学証明書(発行日から2カ月以内)または在籍期間証明書 ※卒業証書は不可
- ・あつまるカード(アプリ可)

受付期間

4月30日(火)まで

提出先

住民課子育て支援グループまたは上厚真支所
LINE申請可能(※)

子育て世帯の賃貸住宅家賃一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

賃貸住宅に入居している子育て世帯に家賃の一部を補助します。公営住宅も対象です。

対象

- 次のすべてに該当する世帯
- ①18歳までの子どもがいる世帯
 - ②町内の賃貸住宅に入居している世帯(子育て支援住宅、月額家賃48,000円以下を除く)
 - ③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯
 - ④町税等に滞納がない世帯

助成額

子ども1人当たり月額最大3,000円分
※あつまるポイントで還元
※上限は月額家賃から48,000円を差し引いた額

対象期間

令和5年10月～令和6年3月の6カ月分

受付期間

4月30日(火)まで

必要書類

- ・賃貸借契約書等の家賃の金額が確認できる書類
 - ・家賃の納付が確認できる書類(支払領収書や引落口座通帳のコピーなど、6カ月分の支払いが確認できるもの)
 - ・あつまるカード(アプリ可)
- ※令和5年1月1日に町外に居住していた方は、住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。

受付窓口

住民課子育て支援グループまたは上厚真支所
LINE申請可能(※)

厚真町不妊治療費等助成事業

住民課 健康推進グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するために、治療費用等に対する助成を行っています。

町では、昨年11月より、先進医療(保険適用となる不妊治療と併用して実施したもの)に対する費用助成を開始しました。令和5年4月1日以降に開始した治療が対象になります。

対象要件や年齢・回数の制限、助成上限額等がありますので、詳細は町ホームページでご確認いただくか、住民課健康推進グループへお問い合わせください。

